

【資 料】

国際法協会第70回（2002年）
ニューデリー（インド）大会報告

国際法協会（International Law Association）の第70回世界大会は、2002年4月2日から7日にかけて、ニューデリーで開催された。会議の日程は、次の通りであった（鍵括弧のついているものはワークショップ形式、それ以外は国際委員会）。

- 第1日（4月2日） 登録、開会式、理事会
第2日（4月3日） 午前 ① 国際通貨法、
② 人と財産の外交保護、③ 宇宙法、
④ フェミニズムと国際法
午後 ⑤ 「国際刑事裁判所」、⑥ 「国際投資法」、⑦ 国際商事仲裁、⑧ 水資源法、⑨ 国際法協会の将来
第3日（4月4日） 午前 ⑩ 持続可能な発展の法的側面、⑪ 国際民商事訴訟、
⑫ 難民手続問題、
午後 ⑬ 「国際テロリズムの法的側面」
第4日（4月5日） 午前 ⑭ 国際人権の法と実行、⑮ 国際家族法、⑯ 国際貿易法、⑰ 国家承継法の諸側面
午後 ⑱* 国際証券法、⑲ 国際法教育、
⑳ 200カイルをこえる大陸棚の法的諸問題
第5日（4月6日） 午前 ㉑ 国際組織のアカウントビリティ、㉒ 文化遺産法、㉓ 環境法の国際的実現
午後 理事会、総会、閉会式

以下は、参加者による議論の要旨である

（右の日程表の*印のものを除く）。各要旨の通し番号は右の日程表の番号に対応している。なお、理事会での議論は末尾に掲載している。
（道垣内正人）

① 国際通貨法

国際通貨法委員会の報告は、Prof. Friedl Weiss（ドイツ）を座長として、大会初日の冒頭に行われ、William Blair QC（イギリス）、Dr. Klaus Follak（ドイツ）、Prof. Cynthia Lichtenstein（アメリカ）および曾野がその紹介を分担した（出席者約35名）。提出された報告書は、「国際的金融処理基準（IFA）確立作業進展の概観」、「国際金融市場の監督・規制に関するバーゼル合意の進展とEUの対応」、「欧州通貨統合の進展とEMUの対外的関係の現況」、「EUおよび米国における電子マネーとe-bankingの進展と対応」の4部から成る。いずれも、前ロンドン大会以降の変化・発展を追うものであり、特に今回は情報の整理と提供に徹している。今回の報告書中で、あえて特筆するとすれば、それは以下の諸点である。

まず、ヨーロッパではユーロへの通貨統合を達成したが、この内部的統一は、対外的には必ずしも適切に反映されるには至っていないとの問題提起である。たとえば、IMFが「通貨」を中心とせずに「国家」を軸に構成されているために、IMF理事会のポストの配分は、従来同様にヨーロッパの国単位の構成を

前提としている。したがって、ヨーロッパ中央銀行 (ECB) は、IMF 理事会や OECD、バーゼル委員会等にオブザーバーとして出席しているにすぎず、関係諸国の複雑な政治的思惑も手伝って、ユーロには、米国のドルや日本の円と比べて、一つの声として対外的に発言できる条件がまだ整っていない。国際通貨体制が適切に機能するためには、いずれの国の通貨でもないユーロの出現という新しい現実に対する既存の枠組みの修正が、緊急の課題であるとの指摘である。

次に、欧州連合の枠内においては、電子マネー発行への監視と規制は、Directives を通じて確立されつつあり、オンライン・サービスの水平的発展や電子的契約締結の有効性を確保する E-commerce Directive も出され、オンラインによる紛争解決手続、電子署名への法的対応等も急速に進みつつある。ところが、第一世代のデジタル・キャッシュのほとんどが姿を消してしまった米国では、電子マネーに対する規制は創造的発展の芽をつみかねないとの理由で、契約の自由の世界に委ねておく態度がとられ続けており、電子マネーに向けられた連邦レベルでの消費者保護規制も今のところ存在しない。この二地域での電子マネーへの態度における対照的な違いをいかに理解し、領域というものを知らない電子マネーの展開に対して、いかにして新しい思考を加えるかが、問われている。

さらに、国際金融市場の監督・規制に関するバーゼル合意の示す基準は、法的にはその拘束性について疑問があるものの、EU においてはその施行に Directives が活用されはじめたこと、また、その他の国においても、基準への適合を見届けようとする市場の圧力や、加盟国の一般的協力義務を根拠とした IMF

による監視 (Article 4 Surveillance) 強化等により、その遵守が事実上担保されるようになってきた姿も描写されている。討論においても、弁護士 Raymond Greenburgh (イギリス) は、バーゼル合意が、すでに事実上の強制力をもって現実に機能していることを説明して、抽象的次元でその法的拘束性を云々する必要はもはやないことを強調した。

また、質疑において、William Holder (IMF 法務部長) は、ヨーロッパ通貨連合に対する IMF 内での組織的対応の姿や、テロ資金移動規制への協力の現状につき情報を提供して出席者の理解を深め、道垣内正人教授は、電子マネーの分野に消費者保護を導入しようとするとき、金融機関以外の者により電子マネー運営がなされている場合に発生する管轄基盤上の困難な問題を指摘して、伝統的处理方法の限界を浮かび上がらせた。

(曾野和明)

② 人と財産の外交保護

この部会は Richard Bilder (アメリカ) を座長とし、また Orego Vicuna (チリ) および Julian Kokott (ドイツ) を報告者として 1996 年に設置された。2000 年 (ロンドン大会) に出された第一次報告書では、その長期的な目標を、人と財産の外交保護に関する原則草案 (Draft Principles) を作成することに定め、Kokott 教授が「地方的救済」、また Vicuna 教授が「請求の国籍」について中間報告を提出した。ロンドン大会後、Vicuna 教授が退き、代わりに David Bederman (アメリカ) が共同報告者に指名された。本年の大会においては、次の 3 本の中間報告が提出された。D. Bederman, "Lump Sum Agreement and Diplomatic Protection," J. Kokott, "The Role

of Diplomatic Protection in the Field of the Protection of Foreign Investment," Torsten Stein, "Diplomatic Protection under the Eupropean Union Treaty" である。インド大会においては、Stein 教授を座長に、Gerhard Hafner, J. Kokott がパネリストとなって (Bederman 教授は欠席)、議論が行われた。

最初に Hafner が、本委員会の作業が ILC における外交保護に関する討議に貢献していくことを目指すものである点を強調したうえで、経済のグローバル化に伴って外交保護は関して新たな問題が喫緊のものとして生じてきていること、とくに従前の国籍継続原則や実効的国籍原則などが現在の国際取引の実情に見合わなくなってきたことを、Bederman 報告に依拠しつつ説明した。ついで Kokott は、人の保護における外交保護の役割が低下しているが、投資の保護に関して多く問題が生じているとした上で、とくに投資分野では紛争解決条項を含む二国間条約が多く締結され、ハル基準による投資補償紛争の解決という形で外交保護類似の機能が営まれていること、また ICSID でも、投資者の本国 (Home State) と投資受け入れ国 (Host State) との間の仲裁は実質的には外交保護類似の機能を持つところ、さらに私人たる投資者の仲裁へのアクセスが認められる結果、投資者の本国による「外交保護」行使における裁量は事実上制限されるようになってきていることなどを指摘した。Stein は、これを受けて、国際取引の実際上の必要が外交保護に関する一般国際法にどのような影響を及ぼしたかという観点から委員会の検討を続けていくことを提案した。

ついで会場から今後扱うべき多様な問題が提起された。たとえば NAFTA と外交保護、ヨーロッパ連合における外交保護の扱い、海

事法分野とくに船籍登録と外交保護、東欧における国家の分裂や、民族解放団体など植民地住民に関わる外交保護、難民あるいは被抑圧部族の保護との関係、香港や台湾に関する外交保護などの問題である。Soons 研究部長は、提起された問題が余りに拡散していると指摘し、問題の焦点を絞る必要があると総括した。

(奥脇直也)

③ 宇宙法

ニューデリー大会で、最終報告書が提出され、決議を採択して委員会としての活動を終了した。

1998 年の台北大会と 2000 年のロンドン大会の間に、委員会は、5 つの宇宙関連条約の改正案の起草にとり組み、ロンドン大会での、「より具体的な改正案を提示すべし」との意図のもとに作業をつづけてきた。Hobe (1967 年宇宙条約)、Williams (1972 年宇宙損害責任条約)、Kopal (1975 年宇宙物体登録条約)、Dunk (1979 年月協定) の各氏が、各々の条約の改正案の作成を担当した。ロンドン大会後に、座長の Böckstiegel 教授が、ロンドン大会での提案をさらに洗練させることを報告者たちに要請するとともに、いくつかの論点を例示して、委員会メンバーに見解の表明を求めた。ロンドン提案以来の基本的了解は、① 宇宙条約には、修正・変更を加えないこと、② 今日の技術に適合するように修正・変更を加えるよりも、必要に応じて、別個の文書を附属すること、③ この附属文書は、拘束力のある文書にすることに対する反対をうけて、指針・行動綱領・国連総会決議などの形式をとること、である。

最終報告書で検討された主要な点は、宇宙

条約について、宇宙での商業活動に関する議定書、損害責任条約について、損害・適用法・紛争解決手続、登録条約について、国際責任・宇宙物体の概念、月協定について、人類の共同遺産概念それ自体および11条3項の「天然資源」の削除である。

ニューデリーでの委員会会合では、Böckstiegel教授による委員会の活動経緯の説明を受けたのち、委員会座長のWilliams教授が最終報告書の一般的説明を行い、その他の報告者が各担当部分の説明を行った(Kopal教授は欠席)。その後、最終報告書にある宇宙関連条約修正・変更案と、決議案についての議論が行われた。主な論点は、以下のとおりである。

宇宙損害条約の「損害」概念について、従来より、宇宙廃物(space debris)による環境損害を含むものとするかという点が委員会で議論的であった。これに加えて、精神損害も含むべきという意見が出されたが、報告者より、それは現行規定ですでに含むと解されるとの回答があった。月協定に関して、「人類の共同遺産」概念については、これは、海洋法分野で発展してきた概念であり、(深海底と同じく)私的主体による経済活動と背反するものではなく、その変更が必要であるのか、いずれにせよ変更には慎重を要するし、また、res communisとの類似にも賛同できないとの見解があった。さらに、「共通の関心事(common concern)」に変更しても、意味が希薄になるだけであると見解もあった。

全体会合で決議が採択された。それは、宇宙条約について、「共通利益」のような概念を明確にする議定書の作成、損害責任条約について、19条の請求委員会の決定を拘束的なものとして受諾するように国家に奨励するこ

と、登録条約について、「登録国」の同定を容易にするために、議定書もしくは国連総会決議を採択すること、月協定について、人類の共同遺産概念を、商業利用と適合するように再検討することを骨子とする。

(兼原敦子)

④ フェミニズムと国際法

ロンドン大会で国籍に関する女性の問題についての報告書作成が終了し、今大会から「女性と移民」をテーマとする議論が行われることとなった。マノハール判事(インド)を委員長とし、ランシク氏(南アフリカ)が報告者となって、報告書が作成された。

報告書では、移民とは人の移動を意味し、自主的な移民と、難民、移動させられた人、および追放された人(refugees, displaced and uprooted people)を含むとしている。また、移民には自主的な移民と強制された移民があり、その区別は有益だが、場合によっては曖昧であると指摘する。この問題についてのILAの取り組みでは、以下の4点に留意しなければならない。第一に、法的な取り組みをしつつ、経済的、政治的、文化的かつ社会的な視点を持つことが必要である。第二に、移民の分野に女性問題があることを周知させ、女性の声を反映させるべきである。第三に、地理的、文化的、個人的、その他の要因によって、「女性」という言葉に異なった見解がありうるということが認識されねばならない。第四に、冷戦後の国際社会では、集団安全保障、グローバリゼーションの急速化、国際市民社会の拡大、人権法の発展が国際法の発展に重要な影響を与えたことが考慮されなければならない。

以上の前提のもとで、本報告書は、強制さ

れた移民に関する女性問題を難民と人身売買の2つのタイプに分けて論じている。まず難民について、1951年難民条約と1967年議定書、地域的な難民問題に関する条約やUNHCRのガイドラインの内容とそれらに関する実際の状況などの検討の結果、以下の6点が指摘されている。第一に、難民問題の一部が政治化している。第二に、難民の増大により、国内的または国際的な政治的枠組みの支援を得ることなく一般的な解決方法を見いだすことは困難になっている。第三に、難民法への視点が入道法から人権法に移行している。第四に、1951年難民条約の定義が現実の実務に適合しなくなっている。第五に、難民問題に女性からの視点が加味されるようになったのは、最近の現象である。第六に、難民女性の地位に関して地理的、文化的な違いが重要な意味を持つ。

人身売買の問題は、今日世界的な現象であり、女性の市民的、政治的、経済的、社会的権利の保護に取り組む必要がある。その意味で、国連総会が、国境を越えた組織的な犯罪に関する条約とその議定書を採択したことは重要である。人身売買に関しては国連の条約以外に、南アジア地域協力連合(SAARC)諸国が2002年1月6日に署名した南アジアにおける人身売買条約(未発効)がある。この条約は人身売買の防止について各国の協力と統一的な対応を可能にするという点で、重要な意味を持つ。しかし、SAARC条約には、定義が狭いこと、被害者の地位と本国への送還についての最低基準を設定する規定がないこと、法的な審査のメカニズムがないこと等の問題があることも指摘されている。報告書の最後では、人身売買の撤廃に関してのインド政府の努力についても言及がなされている。

司会者クー氏(アメリカ)の挨拶に続き、マノハール判事が、移民には自らの意思に基づいた移民と強制的な移民があり、この委員会は強制的な移民を中心に扱うと述べた。

ランシク氏から、移民問題は国家主権の変質にかかわるものであること、移民問題は国際法の変動する構造の文脈で考えなければならないこと、および歴史的な視点が必要であることが指摘された。報告書の内容については、難民条約が時代遅れになっているため、改正が必要であることが指摘された。またこの問題については政治的な側面を無視できないこと、難民の権利に関して人権のアプローチが必要であること、難民の女性が被害者であることを忘れてはならないこと、アジアやアフリカの難民の女性について東洋的な観点が必要であることなどが述べられた。この報告に続いて行われた討議の概要は以下の通り。

(1) 難民問題を取り上げることについて

ケテコスキ博士(フィンランド)は以下のような発言をした。① フェミニズムについて法的な側面でなすべきことが多い。② 移民問題を取り上げたことは重要である。③ 移民問題には法学、社会学、経済学を考慮した対応が必要である。④ 持続可能な開発についての配慮が必要である。また、ビルネス氏(香港)が、人身売買に関してさらに条約が必要であると述べた。ヴィエイラ博士(ブラジル)は、環境問題の教育や労働問題についての取り組みが必要であるとした。これらの指摘に対して、ランシク氏は、難民問題の次には労働問題を取り上げたいと答えた。また、難民問題についての地域的な条約の締結に向けての議論が必要であると述べた。コンラン博士(アイルランド)からは、女性の問題

が地域的な特性を持つと考えるべきではないという指摘がなされた。

(2) 方法論について

村瀬教授が、国際法におけるフェミニスト・アプローチは学問的な方法論として確立されていないのではないかと指摘した。方法論の確立のためには、特定の社会的グループについての議論をするのか、男性と女性の2つの見方で国際法を見るのか、あるいは国際法の概念を根本的に変えるのか等の基本的な論点が学説史の研究と評価をふまえて行われなければならないという問題提起であった。ランシンク氏からは、フェミニスト・アプローチに対して批判があるのは承知しているが、委員会はそのような見解は持っていないという回答のみがあった。スリン卿（イギリス）から、この分野では、国家の活動と裁判官の活動の両方を併せて検討することが重要であり、欧州人権裁判所の判例が国内裁判所の判例に影響を与えていることも重要な現象であるという指摘があった。

(3) 委員会の名称について

ホワイト判事（オーストラリア）が、委員会の名称を今一度見直すべきであり、フェミニズムに代えて、性（gender, sex）の方が望ましいと発言した。ベリー氏（バルバドス）はフェミニズムのままの方が望ましいと発言した。

以上の討議をふまえ、ランシンク氏が次回への勧告として、① 1951年の難民条約の改正と② 人身売買に関する地域的な条約の作成の2点をあげるべきと提案した。①の勧告については、1951年条約が作成された際の議論を再燃させるので、適切ではないとの意見が強かった。②の勧告については、人身

売買の防止のために、国境管理や旅行の自由の制限などの防止措置の実施のための規則が必要であること、人身売買の被害者となった女性に対しての生活の再構築（rehabilitation）のための教育の重要性が指摘された。この点に関し、タイ人の不法移民の生活の再構築について、ニュージーランドが適切なプログラムを設けており、このようなプログラムを国際的な枠組みで実現することが望ましいとホワイト判事が発言した。ケテコス博士がスウェーデンの新たな立法も注目されると述べた。国際的な取り組みとしては、UNICEFなどですでに取り組みが始まっていることや、ILCや国連総会もこれに取り組むべきであるとの意見も出された。

最後に報告者から次回の委員会の報告書で各国の立法と司法的な扱いについての検討を行いたいとの発言があった。

今大会では本委員会に関連する決議等は出されなかった。

（河野真理子）

⑤ ワークショップ「国際刑事裁判所」

「国際刑事裁判所」国際委員会は、2000年のロンドン大会において、新たに設置された委員会である。委員長にTorsten Stein（ドイツ）、共同報告者にFlavia Lattanzi（イタリア）とWilliam Schabas（アイルランド）が指名されているが、今回は報告書を取りまとめることをせず、一般的な討議を行うためにワークショップを開くにとどめた。共同報告者が共に欠席であったため、座長をSteinが務め、パネリストとしてAdreas Zimmermann（ドイツ）とK. T. S. Tulsi（インド）が参加した。

冒頭Stein教授は、この国際委員会の任務

は国際刑事裁判所（ICC）の規程の改正を提案することにあるのではなく、規程を国内的に実施するための問題点を比較法的に検討して整理することにあるとした。ついでZimmermanが、ICCへの司法協力を可能とするための国内法整備の側面と、補完性の原則（第17条）の下での国内的な処罰確保のための国内法整備の側面という二つの異なる問題があることを指摘した。具体的には、ICCの管轄に服する犯罪が国内法においてすべて犯罪化されているかどうかの問題、刑法の一般原則として規定されている職務上の資格による免除の否定（27条）、上官命令抗弁の否定（28条）、時効の不適用（29条）、刑事責任免除の事由（31条）などの点で、国内法との整合性を図る必要があること、あるいは規程が「人道に対する罪」の犯罪構成要件を「広範または組織的な犯罪」という形式（either-or）で規定していることから生じる問題、国際人道法諸条約の批准とICCの管轄の問題、犯罪引渡との関係での国内法的双罰性条件との問題などが指摘された。Tulsiは、人道に対する罪や戦争犯罪について、ICCが普遍主義を設定したものであるかどうかという問題を提起した。これを受けて会場から、刑事的な国際正義（international criminal justice）が一般的に確立しているわけではなく、ICC規程によって普遍的管轄権が設定されたわけではないという慎重論も述べられた。

（奥脇直也）

⑥ ワークショップ「国際投資法」

当初の予定を変更して4月3日午前に開催されたこのワークショップでは、Dr. Juliane Kokott（ドイツ）が議長を務め、Friedl Weiss教授（オランダ）、A. K. Ganguli インド最高

裁上級弁護士、およびPaul de Waart教授（オランダ）の3名が報告を行い、その後、若干の質疑応答とこのワーキンググループの今後の活動についての討議が行われた。

「WTOにおける外国投資」と題する報告において、Weiss教授は、WTOが投資に関する多数国間の法的枠組を交渉する場としてふさわしいものであるかを検討し、これに積極的に答えようとした。同教授は、最初に外国投資を規律する国際法の枠組の最近の発展の特徴を概観した後、GATT/WTO体制下での外国投資の取扱いと現行のWTO協定中に存在する外国投資関連規定の概要を紹介した。ここでは、当初の国際貿易機関（ITO）憲章中の投資に関する規定や旧GATT時代の投資に関する紛争事例が取り上げられ、また現在のWTO協定中にはTRIM協定のほかとくにGATSやTRIPS協定にも少なからず投資に関する規定が存在することに注意が喚起された。そして最後に、二国間または地域的な投資協定に対するものとして外国投資のための多数国間枠組を創設することについての賛否両論の紹介があった。OECDの多数国間投資協定（MAI）の失敗にもかかわらず、投資に関する多数国間の法的枠組を形成しうる唯一の場としてWTOがその実績から十分な素地を持っていること、他方で、発展途上国側からの根強い警戒感も存在することが指摘された。

次に、「インドにおける外国投資と法」と題する報告を行ったGanguli弁護士は、インドにおける外国投資受入れの法的環境整備の発展を紹介した。独立直後は、緊急な工業化の必要から経済的権力の集中や独占化政策、経済活動への政府の関与や許認可行政が採用されたが、やがてそれらが経済の自由化の大きな障害となることが明らかになり、1969年

には反トラスト法が成立し、1991年には新産業政策による国内産業の国際競争力の強化が図られてきたこと、1995年のWTOの成立とともにグローバリゼーションに対応する経済政策と自由化のいっそうの進展が図られ、2001年には新たな競争法案が議会に提出されたこと、現在の投資受入環境として、外国企業との合併が公共の利益の考慮の下で大幅に規制緩和されていること、およびインド憲法21条や14条により、外国投資家にも基本的権利が平等に保障されていることなどが指摘された。なお、WTO体制については、否定的側面として、貿易、財政、および発展の3者の関連性が現行協定には具体化されていないこと、新貿易体制への参加について発展途上国への時間的猶予だけでは不十分であり、何らかの具体的措置が必要であること、競争と知的所有権の私権性の過度の強調が公共財の概念の侵食をもたらす、国内の経済発展に対する国家の戦略的な役割が認められていないことなどが指摘された。

de Waart教授は、「外国投資と人権」と題する報告を行い、とくにEUで1990年代に形成されたいくつかの新たな概念を利用して、外国投資と人権の関係の存在を明らかにしようと試みた。それらの新たな概念とは、会社の社会的責任 (corporate social responsibility: CSR)、社会的に責任のある投資 (socially responsible investment: SRI)、社会的説明責任 (social accountability)、および社会的監査 (social auditing) の4つである。このうち、SRIは、たとえば投資の選択、保有および実現ならびに投資に付随する権利の責任ある利用において、社会的な、環境上の、または倫理的な要素が考慮される投資と定義された。また、他の概念については、2001年のEU委

員会によるグリーンペーパー「会社の責任のための欧州枠組の促進」の中で取り上げられていることが紹介された。そしてこれらの新たな概念を包括した行動指針は法的拘束力はないものの、その実効性は、会社自身だけではなく、労働者、消費者、投資家、その他の利害関係者にも依存し、また、実施メカニズムとして申立と救済手続の整備が必要であることも指摘された。さらに、これらの概念に関連し、ILOとWTOが現在グローバリゼーションの社会的結果について研究プロジェクトや会議を組織していること、およびEUによる上記のイニシアティブは、持続可能な発展の諸原則に基づく社会的国際秩序の形成に寄与するとされた。

最後に、フロアからは多数国間投資協定を交渉する場としてWTOが適切であるのか、社会的に責任のある企業行動のグローバルな行動指針を形成するためには人権概念のグローバルな標準化が必要であるが、その作業は決して容易ではないことなどの意見が表明された。また、このワーキンググループの今後の作業については、取り扱うテーマが国際貿易委員会の作業と重複するおそれがあることが指摘されたが、議長および報告者の間で本ワークショップの成果を踏まえて検討することとされた。

(平 寛)

⑦ 国際商事仲裁

国際商事仲裁委員会は、4月3日午後2時から5時まで開催された。座長はDavid Wyldであった。最初に、同委員会の委員長であるPierre Mayerおよび報告者であるAndley Sheppardの発言とスピーカーとして選ばれたAnoop Chandhari氏の発言によって審議が

開始された。審議の結果、予定どおり、「国際仲裁判断の承認又は執行を拒否する理由としての公序の適用に関する勧告案」が採択された。この勧告案の概略は以下のとおりである。

まず、総論については、① 国際仲裁判断の終局性は例外的な場合を除いて尊重される。② その承認または執行が国際公序に反する場合がとくにそのような例外的な場合に該当する。「国際公序」は、(i) (権利の濫用の禁止とか仲裁裁判所の公正といった) 国家が保護しようとする正義と道徳に関する基本原則、(ii) (独占禁止法のような) lois de police として知られる国家の本質的な政治的・社会的・経済的利益に奉仕すべき強行規定および(iii) (制裁を課す国連決議のような) 外国または国際機関への諸義務を尊重すべき国家の義務を包摂する。③ 仲裁地のいかなる問われるべきではない。④ 裁判所が承認・執行を拒否すべき場合には、その理由と推論が詳細に示されなければならない。⑤ 国際公序に反しない判断が分離できる場合には、その箇所については承認・執行されなければならない。

(i)の基本原則については、① その違反を問うべき基準は法廷地法の基本原則に求められ、契約準拠法、履行地法および仲裁地法のそれではない。② 法廷地法を基準とする場合、事案の涉外性および国内的関連性だけでなく(条約によって証明されるような) 国際共同体における合意の有無を裁判所は考慮しなければならない。合意がある場合には、transnational public policy とでもいうべき規範の存在が肯定される。③ 当事者が基本原則を援用できたにもかかわらず援用しなかった場合には、承認・執行拒否理由として援用できない。

(ii)の lois de police については、① 国際的

に強行的な規定だけが承認・執行拒否理由となる。② 法廷地の lois de police を理由とするときは、事案が強行規定の適用範囲に入り、かつ承認・執行が当該規定の保護しようとする諸利益に明らかに反することが条件となる。③ 違反の有無の判定に必要な場合には、再審査も可能である。④ 仲裁判断の後に制定された強行規定については、当該規定が遡及効を有することが明白である場合にのみ、承認・執行を拒否することができる。

(ii)の国際的義務については、他の国または国際機関にたいする法廷地国の義務の明瞭な違反を承認・執行が構成する場合にのみ、拒否できる。

勧告案は基本的に委員長および報告者の意図したものにとって採択されたが、一国の lois de police にすぎないものがなぜ国際公序なのかについて発言があいつぎ、一時は採択も危ぶまれたほどであった。国際私法の専門家にあってはしごく当たり前のことであるが、参加者の多くが国際法を専攻する者であり、彼らにとっては奇異に感じられたようである。

(横山 潤)

⑧ 水資源法

今大会では事前に配布された報告書は簡潔なもので、委員会の会合当日に第7草案の条文案全体が配布された。この草案は、ロイベル博士(オーストリア)が委員長、ドゥラベンナ教授(アメリカ)が報告者となって作成され、台北大会の報告書に収録されている条文草案を大幅に変更している。以下に各規定の表題のみを記す。

「第1章 範囲: 第1条 規則の適用範囲

第2条 定義

第2章 国際流域の水資源の利用を規律

する一般原則：第3条 参加 第4条 協力 第5条 合同管理 (Conjunctive Management) 第6条 統合的な管理 (Integrated Management) 第7条 衡平な利用 第8条 持続可能な利用 第9条 環境損害の最小化 第10条 損害の回避 第11条 一般原則の適用

第3章 衡平な利用：第12条 衡平かつ合理的な利用の決定 第13条 利用の優先性 第14条 将来の必要のための水資源の留保より現在の利用が優先 第15条 既存の利用

第4章 水と関連する環境の保護：第16条 生態学的一体性 (Ecological Integrity) 第17条 予防的アプローチ 第18条 最小限の水流 第19条 未知の種 第20条 汚染

第5章 航行：第21条 航行の自由 第22条 治安維持のための航行 第23条 貨物の積載と荷下ろしの制限 第24条 非沿河国に対する航行の権利の賦与 第25条 公船の除外 第26条 戦争、その他の緊急事態の航行への効果 (影響)

第6章 極端な状況：第27条 一般的に損害を及ぼす状況 第28条 有毒な物質 第29条 高度な汚染を惹起する事故 第30条 洪水管理に関する協力 第31条 干ばつ

第7章 武力紛争中の水資源と水施設の保護：第32条 水を利用に適さないものに変化させること 第33条 文民に水を供給しないこと 第34条 均衡性 第35条 生態学的目標 第36条 ダムと堤防 第37条 占領地 第38条 水資源に関する条約についての戦争の影響

響 第39条 領域を移譲する条約の制限

第8章 国際的流域の運営：第40条 影響評価 第41条 水と水質環境についての情報交換 第42条 水と水質環境に関する問題についての協議 第43条 水と水質環境に関する国内政策の協調 第44条 水質基準の確立 第45条 国内の環境法と政策の調和 第46条 費用の共同負担

第9章 公的参加：第47条 公的参加 第48条 情報 第49条 既存の共同体の権利の保護

第10章 法的救済措置：第50条 環境、その他の損害についての責任 第51条 一般的な救済措置 第52条 他国にいる人の損害に対する責任 第53条 内国民待遇 第54条 洪水についての補償

会合の冒頭、議長モールヴラー氏 (イギリス) から挨拶があり、ロイビル博士が、今回の報告書で提示された条文案は、2004年のベルリン大会での作業の終了を目標として、ヘルシンキ大会以降の活動をふまえて作成したと述べた。またドゥラベンナ教授が、今回提案された条文のうち、第2、4、7章全体と第9章第47条の公的参加が新たに作成されたこと、第10章はほとんど変更されていないことを説明した。討議は条文案に基づいて行われた。主な論点は以下の通りである。

(1) 言葉の定義の不明確さについて

ショーハン教授とデイベン氏 (ともにインド) が、持続可能な利用や水資源の管理といった用語の定義が不明確であるとの指摘した。これに対して、ドゥラベンナ教授とホーマン博士 (ドイツ) から、現状の草

案で用語の定義は一定限度なされていることと、過度に厳格な定義は必ずしも望ましくないとの回答がなされた。グプタ教授 (オランダ) は再生可能な資源という文言の定義がないと指摘した。第2条の定義については、これ以外にも流域国と非流域国の関係についての質問があった。モールヴラー氏とロイビル博士、ドゥラベンナ教授は、ベルリン大会までに草案を完成させた時点で、定義を再検討したいとした。

(2) 第10条の越境損害の回避の義務について

ICJの核兵器の使用の違法性に関する勧告的意見で、国家は他国に越境被害を与えてはならないという原則が確認されたのではないかと質問があった。ドゥラベンナ教授は、第10条は、衡平で持続可能な使用の限りでの他国への越境被害の回避義務を規定しており、被害を与えないという原則には触れていないと説明した。モールヴラー氏は、第10条の規定は重大な被害 (significant harm) に限定されるべきであると発言した。

(3) 第12条の衡平で合理的な利用に関する規定について

ショーハン教授が、この規定で持続可能な開発、または持続可能な利用を特定すべきであると指摘した。ホーマン博士が、この点については第3項の「持続可能な利用と環境被害を最小限にするために国家が全ての措置をとらなければならない」という文言でカバーできるのではないかと説明した。また、ドゥラベンナ教授から、生態学的、及び環境的な配慮よりも人間に必要な利用が優先されるべきであるとの発言があった。

(4) 第14条の現在の利用と第15条の既存の利用の関係について

インドやエジプトの参加者が、この2つの規定の関係が不明確であると指摘した。河野は将来の利用に将来の世代という視点が必要であるとした。ドゥラベンナ教授から、第14条に世代の観点を入れることを考慮したいとの回答があった。

(5) 第6章の極端な状況に関する規定について

ホーマン博士が第6章の規定は必ずしも最終的な案ではないと説明した。ジャヴァリ博士が、第31条に関して、干ばつの緩和の重要性を指摘した。ショーハン教授から、第31条の規定における国際組織の関与の仕方についての質問があり、ドゥラベンナ教授は、国際組織の関与の仕方について事前に一般的な規定を置くことはできないと回答した。朴教授 (韓国) は第31条4項と第34条で言及される均衡性について、ILCの国家責任条文の緊急状態との整合性をとるべきであると指摘した。

(6) 第10章の責任に関する条文案について

ハフナー教授 (オーストリア)、朴教授、河野から ILC の国家責任条文との整合性を再検討する必要があるとの指摘があった。ホーマン博士は、今回提出された草案の作成の主眼が、第1章から第9章までの内容に置かれていたため、第10章の規定の検討が不十分であることを認め、次回のベルリン大会までにこの点をさらに改善すると発言した。

以上の討議のまとめとして、ロイビル博士が、2004年のベルリン大会で最終的な決議をするために、今回の討議やコメントをふまえてさらに各規定の内容を加筆修正したいと述

べた。また、今回の案では主としてヘルシンキ規則と国連の条約の見直しに重点が置かれたため、第9章と第10章の責任や紛争解決に関する部分が不十分であるとの認識を持ち、さらに見直し作業を進めたい旨の発言もあった。

今大会では本委員会に関連する決議等は出されなかった。

(河野真理子)

⑨ 国際法協会の将来

1 特別作業部会の報告書2000年11月の理事会における討議を受けて、理事長の Slyn (イギリス) は「国際法協会の将来と方向に関する特別作業部会」を設置し、Petersmann (ドイツ) を部会長に、Greenwood (イギリス)、岩沢 (日本)、Nelson (本部会員——グレナダ)、Vieira (ブラジル) を含む8人を部会委員に任命した。研究部長の Soons (オランダ)、事務総長の Wyld (イギリス) ら本部役員は職務上委員に加わった。作業部会は2001年に3回の会合をもち、同年5月に中間報告書を、10月には報告書をまとめた。本報告書は、2001年11月の理事会で検討され、2002年11月の理事会で最終的に採択される予定である。

特別作業部会の報告書は、「はじめに」及び「作業部会報告書の範囲」という前置きを除くと、実質的には、以下の10項目からなる。「国際法協会の活動の目的と範囲。支部の基本構造と役割——会員の変化。国際法協会の実質的作業——国際委員会及び研究部会の役割。隔年に開催される大会。地域大会。他の学会や国際組織との協力。国際法協会の運営。会員との連絡。財政。その他。」特別作業部会は、この報告書の中でいくつかの提言を行っ

ているが、その主なものは以下の通りである。定款の一部(組織の目的と権限)を活動の実態に合わせて改正すべきである。ほとんど活動せずに会費も滞納している支部が少なくなっているのは問題である。支部を中心とする構造は維持すべきだが、個人は支部と本部のいずれに加入するかを選べるべきである。理事会の手続を見直すべきである。中国における支部の設置の可能性が模索されるべきである。国際委員会を30まで増やすことが望ましい。国際委員会の活動の監督・新しい研究テーマの提案などを行う「研究助言委員会」を設置すべきである。隔年に開催される大会において、委員会会合以外にワークショップなどの特別会合を開くやり方を継続すべきである。地域大会(特に発展途上国で開く地域大会)を奨励すべきである。現行の事務総長(Secretary-General)を、報酬を伴う非常勤職で、研究部長(Executive Director)に改組する可能性について検討すべきである。情報の伝達のためにインターネットを活用すべきである。会費の値上げはなるべく避けるべきである。

2 公開会合 国際法協会の将来に関する公開会合は、4月4日午後5時30分から1時間の予定で開かれ、多くの人が出席し様々な意見を述べた。まず、Petersmann 部会長が、特別作業部会が設置された経緯を説明した。次に Soons 研究部長は、理事会が2001年11月にすでに本作業部会の提案の1つを実行に移したことを報告した。「研究助言委員会」が設置され、職務上委員長を務める Soons のほかに、Bring (スウェーデン)、Hascher (フランス)、村瀬 (日本)、Nygh (オーストラリア) の4人が委員に任命されたのである[Nygh はニューデリー大会後に他界]。この

ような冒頭説明の後、上記10項目の1つずつについて、希望者が順に発言し、意見を交換する形で議事が進められた。支部の基本構造と役割という項目、特に支部と本部の関係について多くの意見が出された結果、時間が足りなくなり、翌5日にさらに1時間の会合がもたれた。

(岩沢雄司)

⑩ 持続可能な発展の法的側面

本大会に際して、報告者 Schrijver による第5報告書が提出された。第5報告書は、I. 委員会の任務を確認、II. これまでの検討の経緯(とりわけ2000年のロンドン大会後、2001年11月29日から12月1日に開催されたアムステルダムセミナー)の紹介、III. 持続的発展の概念の国際法への受容、およびIV. 持続的発展の多様な側面について、若干の検討を加えた上で、持続的発展の面における国際法の均衡のとれた、かつ、包括的な状況の達成に貢献するという任務を実現するものとして、持続的発展の分野における国際法の中核的諸原則を、ニューデリー宣言として提案している。

全体会合では、委員会での修正・変更を経た宣言案が、「持続的発展に関する国際法の諸原則に関するニューデリー宣言」として採択された。

同宣言は、7つの原則を含む(1. 天然資源の持続的利用を確保する国家の義務、2. 衡平の原則と貧困の根絶、3. 共通であるが差異のある責任の原則、4. 人類の健康、天然資源および生態系への予防的アプローチ、5. 市民参加と情報および正義の入手の原則、6. 良い統治の原則、7. 特に人権、社会的・経済的および環境上の諸目的に関する統

合と相関の原則)。委員会において、原則案についての討議がおこなわれた後に、報告者が、「[選択的] 方法は恣意的になるおそれがあるのでこれを採らなかったが、結果としては、宣言に含む諸原則を限定することは避けられなかった。その意味では、宣言案は、包括的でもなければ完全でもない」と述べた。この言葉が、この宣言および委員会による持続的発展という問題の検討方法の特徴を、顕著に物語っているようである。すなわち、方法としては、「包括的」な手法が採用されているのであろうが、「包括的」手法であるとしても、持続的発展の概念の外延の確定と背反するわけではないが、委員会は、それを完遂したとはいえない(したがって、「包括的」でも「完全」でもない)。他方で、持続的発展に関連して行われている諸議論の中で、まさに中核をなすものを浮き彫りにするという意味で、「選択・選別」を提唱することも、委員会は行わなかった。

委員会会合では、報告者による第5報告書の説明を受けた後で、宣言案についての質疑が行われた。一般的な方針に関わるような発言から、特定の用語・規定ぶりの修正を求める発言まで、きわめて多様なレベルの見解が活発に示されたといえる。時間の制約もあり、これらの見解についての真の議論を行うことはできず、議論から成果を生ずるようなコントロールも及ばなかった。

委員会会合で示された見解の主なものは、以下のとおりである。

宣言案に含まれている諸原則の並べ方・体系的構造について、この諸原則のうちいくつかは、「漸進的 progressive」発達のカテゴリーにあることや、7つの宣言の内容や主体および名宛人などにしたがって、並べ方を再

考すべきであるなどの見解があった。より特定の論点としては、発展の概念・原則をもっと強調すべきである、市民社会や NGO などは、義務も担っていることを明らかにすべきである、天然資源の利用に中心がおかれていることは維持しつつも、人権との関係を宣言に規定すべきである、グローバリゼーションによって、途上国に与えられた悪影響についてもふれられるべきである、などがあった。その他には、市民参加について、自国の例を紹介する見解、「世界レベル」で市民参加を考えるのであれば、アジア地域にもっと焦点があてられるべきである、などの主張があり、また、概念や用語などについての多くの指摘があった。

(兼原敦子)

⑪ 国際民商事訴訟

委員長のナイ (オーストラリア) による「会社に対する裁判管轄に関するパリ・ニューアラー原則」の決議案についての一通りの説明の後、出席していた委員から補足説明がなされた。これは、自然人以外の団体が当事者能力を認められたものを被告とする事件について、自然人を被告とする場合とは共通しない管轄原因に関し、コモン・ロー及び大陸法にともに受け容れられる原則を抽出しようとしたものである。具体的には、次の通りである。

普通裁判管轄は、「(a) 定款上の本店所在地国若しくは設立地国又は設立準拠法所属国、(b) 中央統轄地国、(c) 事業又はその他の専門的活動を主として行っている国」以上のいずれにも認められる。これは、ハーグ国際私法会議において作成中の国際裁判管轄等に関する条約草案の 3 条 2 項をより体系的に整理・明

確化したものであって、内容上異なるものではない。特に、(c) については、上記草案では「業務の中心地 (principal place of business)」とされているところ、これでは中央統轄地 (central administration) との違いがないとの解釈の余地もあるため、そうではなく、本店をロンドンに置き、南アで鉱山を主として有する会社は、(c) により南アにも管轄があることになる」と説明された。

他方、特別裁判管轄としては、支店所在地国管轄と activity 管轄とが併記されている。

なお、1992 年のカイロ大会において設立されたこの委員会は、不法行為事件の裁判管轄、国際民事保全、国際訴訟における裁量的管轄権不行使及び移送、そして今回の法人を被告とする事件の裁判管轄と 4 つのテーマについて原則を作成し、これで解散をすることとなった。

(道垣内正人)

⑫ 難民手続問題

フェミニズムと国際法の委員会でも指摘されたが、1951 年の難民条約は今日の国際社会の多様な難民問題に対応できないとの認識から、この委員会の報告書の検討が始まった。今会期で提出された最終報告書は、ハイルプロナー教授 (ドイツ) が委員長、グッドウィン・ギル教授 (イギリス) とケーリン教授 (スイス) が報告者となって作成された。本報告書は、難民条約の定義する難民とその定義がカバーできない人の両方を扱うとする。また、一時的な保護は、武力紛争やその他これに類する恒常化した暴力による人の流出の場合と難民条約に規定される難民の多量の流出の場合の両方に関し、多量の人の流入のために個別の難民認定を行うことが不適切だが、

それらの人々に国際的な保護を与えることが必要な状況に、国家が対応するための例外的な方法であるべきであるとしている。

今回の報告書では、ロンドン大会以降の委員会での検討と 2001 年 7 月 20 日の EU 指令の内容を考慮し、以下の点が新たに付け加えられた。第一に、一時的な保護は以下の目的のためである。① 武力行使とその他それに類する恒常化した暴力によって流出する人は難民条約の難民の定義を満たさないことと、より広いカテゴリーの人に対する国際的な保護が必要であることのギャップを埋めること。② 難民条約で規定される難民が多量に発生した場合に難民認定手続の義務を簡略化しつつ、将来的な解決策としての帰国の重要性を強調することで、難民が流入した国家に暫定的な対応を可能にする方策をもたらすこと。第二に、ロンドン大会の決議が、責務を果たすための協力 (burden-sharing) の内容に言及できなかったことを受けて、今回の報告書ではそれぞれのガイドラインの中で多量の人々が流入した国家に対する援助の必要性を強調することとした。ただし、責務を果たすための協力についての特別のメカニズムについては提言していない。これらを考慮して、報告書では、「一時的な保護に関するガイドライン」[16 項目] (ケーリン教授担当) と難民認定手続についての国際的な最低基準についての宣言 (16 項目) (グッドウィン・ギル教授担当) が提案された。

会合の冒頭、議長であるハイルプロナー教授から挨拶があり、今回提出された報告書についてケーリン教授から説明がなされ、討議に移った。討議の概要は以下の通りである。

(1) 北朝鮮の避難民について

討議の中で韓国の学者から、北朝鮮から

流出している避難民の問題についての理解を求める発言が相次いだ。崔教授からは、今回の報告書が、一時的な保護を受ける人は将来的に本国に帰還することを前提としている点について発言があった。同教授によれば、現在北朝鮮から韓国に保護を求めて出国する人の大半が本国に帰還することを希望していないという事情がある。報告書は、このようなタイプの人についても第 2 節で配慮すべきであるとの意見であった。これに対し、ハイルプロナー教授から、今回の報告書の作成に当たり、特定の地域に言及することや、特定の地域の状況に特に対応することを意図的に避けたとの回答があった。そして、報告書に個人的な意見を付帯させることが可能であると説明された。また、ケーリン教授やナンダ教授 (アメリカ) から、第 2 節は大規模な人権侵害の状況についての規定であり、朝鮮半島の問題はこれによってカバーされうるとの発言があった。また、李教授からも北朝鮮の問題への配慮が必要であるとの発言があったが、ハイルプロナー教授とケーリン教授は、今回の報告書は一般的な内容にしたいと回答した。

(2) 一時的な保護を求める人の待遇について

ラウシュニング教授 (ボスニア=ヘルツェゴヴィナ) から、第 13 原則の保護を求める人の尊厳の保障について、本国の協力や差別の禁止が重要であり、その趣旨を加味した文言にすべきであるとの指摘があった。これに対し、ハイルプロナー教授とケーリン教授は指摘の趣旨を生かしたいと述べた。

(3) 一時的な保護が拒否された場合の再審

査について

ナンダ教授から、定義が不明確であるとの指摘があった。また、ホフマン教授からは独立した司法機関による再審査が必要であるとの発言があった。

委員会の提出した案に討議の結果をふまえた修正（「一時的な保護に関するガイドライン」1. について、ホワイト博士から出された、conceptualize を implement に変更すべきであるという意見が採用された）を加えた最終案について採決が行われ、賛成25票、棄権2票、反対0票で決議が採択された。

最終日の全体会議で「一時的保護についてのガイドライン」と「難民手続についての国際的な最低基準に関する宣言」の2つの決議が採択された。その概要は以下の通り。

*「一時的保護に関するガイドライン」(決議2002/5)

前文

第1節 一般的規定：1. 国家は、難民や人権に関する国際法に合致する方法で一時的保護を行わなければならない (shall implement) 2. 一時的保護が行われる状況 3. 一時的保護における国際的な協力と責務を果たすための協力 (burden-sharing)

第2節 受益者：4. 受益者の範囲 5. 一時的保護の賦与についての国家の決定

第3節 一時的保護へのアクセス：6. 受益者の一時的保護についてのアクセスにおける差別の禁止とノンフルマン原則による保護 7. 一時的保護と難民認定の関係 8. 一時的保護を求める人のグループの多数が難民条約

と議定書に規定されるカテゴリーに入る場合

第4節 一時的保護を受ける人の待遇に関する基準：9. 受益者の法的地位 10. 受益者に与えられる待遇の基準

第5節 一時的保護の終了：11. UNHCRなどの国際組織との協力による一時的保護の終了 12. 自主的な帰還の促進 13. 帰還の際の人の安全と尊厳の尊重 14. 以前に居住していた場所が帰還に適さない場合の扱い 15. 出身国の協力

第6節 最終規定：16. 本決議の規定は、関係する国内法と国際法のいかなる規定をも害しない。

*「難民手続に関する国際的な最低基準に関する宣言」(決議2002/6)

前文

第1節 手続へのアクセス：1. 難民としての国際的な保護を受ける者の公平かつ有効な決定手続へのアクセスの権利 2. 難民認定手続における差別の禁止 3. 他国による有効かつ国際的な保護が可能な場合の難民申請の扱い 4. 国家間の合意による国際的な保護、または外国人の再受入の請求の決定に関する責任の帰属に関する国家間の合意 5. 庇護申請を行った者は、拷問その他の非人道的扱いを受ける可能性のある国や人種その他の理由により生命や自由を奪われる可能性がある国に送還されない。 6. 1989年の子供の権利条約に従った、保護者のない子供の保護 7. 特別な必要がある場合の申請の注意深い扱い

第2節 手続的基準 - 一般的規定：8.

国際的な保護を必要とする人の効果的な特定のための本人と国家の義務 9. 集団的な認定とカテゴリーによる認定の扱い 10. 根拠がないことが明白な場合の申請の扱い

第3節 手続的基準 - 事情の聴取と申請の決定：11. 国際的な保護を申請する者の権利 12. 証拠に基づく難民の地位の認定と理由の付記

第4節 上訴と再審査：13. 難民の地位が認められなかった場合の上訴と再審査の権利 14. 上訴と再審査の権利が制限されうる場合 15. 上訴と再審査の手続が短縮されうる場合 16. 難民認定手続と不服申立における裁判所の監督

(河野真理子)

⑬ ワークショップ「国際テロリズムの法的側面」

このセッションは4月4日午後、全体会議の形で開催され、今回の大会における最大の特別企画であった。ニューデリー大会は、9月11日事件の後を受けて、インド国内でも緊張が高まる中での開催であっただけに、激しい論争を呼ぶことは必至と思われていた。しかし、各報告者の報告時間が長く、その内容も関連条約・国内法の紹介にとどまるものが殆どで、フロアからの議論のレベルも低調であった。第1部は理事長のスリン卿 (Lord Slynn of Hadley) が自ら座長を務めたほか、第2部の座長はインド前最高裁長官のアナンド氏 (Justice A. S. Anand) がつとめた。

第1部では、まず、インド司法長官のサルベ (Harish Salve, Solicitor General) 氏が、最

近のテロリズムの特徴を、従前の国家テロとは異なり、非定型ネットワークの下で活動する非国家グループによるテロ行為と捉え、既存の関連条約・各国国内法がこの新しい次元の活動に充分対応できていない、と指摘した。これを克服するためには、第1に、各国の反テロ関連法制を、人権保障との両立性を確保しつつ、「共通の基準」の下に調整する必要があると強調した。とくに「テロリズム」の定義に関して少なくとも最小限度の共通認識をもつことのほか、テロ防止の措置に関する情報交換、テロ活動に関わる通信傍受、テロ資金の遮断等について、各国法の間に「共通の基準」が採用されなければならないと主張した。テロの定義については、論争のあるところであるが、「暴力行為」がその中核となるはずであり、インド独立闘争の経験に照らしても「いかなる例外もなく」暴力行為の禁止が全ての国に受け入れられなければならないとした。第2に、テロリストおよびその支援者には安全地帯が与えられてはならず、いずれかの国で、確実・迅速に裁判に付されるよう、各国間の司法協力体制を整え、とともに、裁判管轄権の相互調整をはかるために関係法令の整備が必要である、という点も具体的・技術的問題を含めて、指摘された。

次に、ニューデリー国連インフォメーション・センター所長のスターセヴィッチ (Feodore Starcevic) 氏が、国連における反テロリズムの取り組みについて報告した。国連がこの問題を最初に扱ったのは、ミュンヘン・オリンピックの際のテロ事件が契機となった1972年であったが、総会第6委員会では、テロの原因究明が先か、それともテロ防止措置が優先されるべきかといった論争に終始し、「テロ行為を深く憂慮する」といった

決議が採択されるにとどまった。その後、外交官保護条約や航空機犯罪に関する諸条約など各種の反テロ条約が締結されてきたこと、また、総会および安保理でテロ行為の非難決議が採択されてきたことなどが詳細に紹介された。

さらに、アムステルダム自由大学のシュライバー (Nico Schrijver) 教授が、「9月11日事件と国際法による対応」について、① いかなる選択肢があったか、② 国連の実際の対応はいかなるものであったか、③ 主要な国際法上のジレンマは何であったか、④ 国連がなすべきことは何であったか、等について問題点を列挙した後、⑤ 既存の国際反テロ法が充分に対応できていないことを指摘し、その統合の必要性を指摘した。

これらの報告に対して、フロアからのコメントがあった。米軍によるアフガニスタン空爆における一般市民への「付随的損害」、テロ活動に対する先制的自衛の合法性、反テロ諸条約の実効性、現在進行中のパレスチナ爆撃についての法的評価、国連の対応の限界など、ここでは殆ど整理不能ほど広汎な問題が提起された。

第2部では、イギリスのブレア (William Blaire QC) 氏が、テロリスト・グループに対する資金の流れを遮断する方法に関して報告した。そこでは、アメリカの一方的措置によるリビア、イランの資産凍結事例や麻薬取引に関連する money laundering に触れつつ、それらとは性質を異にするテログループへの資金援助における特殊な法的・技術的側面が浮き彫りにされた。最後に、インドのシンヴィ (Abnishek Singhvi) 博士が、再び「テロリズム」の定義に関する問題に焦点を合わせた報告を行った。関連の12の条約も、個別

断片的な規定のためにテロリストの規制という観点からは「笨法」となっており、あらゆる形態のテロ活動を規制するためには統合された包括的な定義を採用すべきであると強調した。各国の国内法についても同様のことが指摘されるが、その点で、インドの反テロ法の規定振りは極めて包括的 (comprehensive) であること、それに比して隣国 (とくに名指しは控える) の法律は大雑把な (evasive) 規定となっていることなどが紹介された。これら2報告を受けて、再びフロアからの議論となったが、その内容は多岐にわたるので、ここではあえて整理することを控えるを得ない。

(村瀬信也)

⑭ 国際人権の法と実行

本委員会の会合は、de Waart (オランダ) を議長に4月5日午前9時30分より行われた。筆者 (岩沢) は、本委員会の報告者 (Rapporteur) を務めている。委員長 (Scheinin (フィンランド)) と共同報告者の Kamminga (オランダ) が欠席したので、岩沢はもう1人の共同報告者である Byrnes (オーストラリア) と2人で会合の運営に当たった。

本委員会は今会期、人権条約機関による認定の国内実施というテーマに関する中間報告書を提出した。まず岩沢が、2004年のベルリン会議で最終報告書を提出する予定であること、本研究は人権条約そのものの国内実施は対象とせず、人権条約機関の認定の国内法に対する影響を扱うものであること、本委員会としては国内の裁判所及び準司法機関に対する影響をまず取り上げるべきと考えたこと、締約国が提出した報告及び人権条約機関にお

ける報告の審議は厳密には人権条約機関の認定とはいえないが、人権条約機関の重要な活動の1つであり研究の対象に含めるべきと考えたこと、を説明した。そして、アンケートを委員及び関係者に配布したがあまり多くの回答が集まっていなかったことを報告した。次に Byrnes が、中間報告書につき、報告書準備の手続的側面、報告書の目的、報告書の内容、報告書の課題、研究の次の段階、に分けて説明した。本研究の目的は、人権条約機関の認定及び活動が国内法に与えている影響に関する事例を集め、諸国の国内裁判官が人権条約機関の認定を利用することを援助すること、アンケートの回答が少なかったので事例はそれほど広範囲には集められてはいないが、それでも国内裁判所が人権条約機関の認定や活動を参照した事例はかなりの数にのぼること、ただし人権条約機関の認定の性質を詳しく論じたり、同認定が明確な影響を与えたと思われる例は少ないこと、を説明した。そして、最終報告ではもっと広範囲の国の事例を集めたいとの意向を述べたうえで、関係者のさらなる協力を求めた。

次に岩沢が、法的論点について問題提起を行った。人権条約機関の認定は国内法の解釈で得られた解釈を補強するために参照されることが多く、それが結論に決定的な影響を与えたと見られる例は少ないことを説明した。また、人権条約が国内的効力をもつ国とまたない国の裁判所で人権条約機関の認定に対する態度に違いがあるかという問題を提起した。人権条約が国内的効力をもつ国では、人権条約機関の認定は国内法だけでなく人権条約の解釈にも参照されうる。岩沢は、人権条約機関の認定が条約解釈に参照される法的根拠を探究することが重要だと述べ、人権条約機関

の認定は「後からの実行」とみなされるべきか、「解釈の補足的手段」とみなされるべきかという問題を提起した。

報告者のこのような説明の後に、参加者が様々な意見を述べた。このような研究は地域的人権保障制度をもたない国には重要であるが、進んだ地域的人権保障制度をもつ地域では国連の制度より地域的制度の方が重視される傾向がある、もっと広い範囲の国の事例を含めることが重要だ、裁判所以外の国内機関に与える影響も大事だ、などの意見が述べられた。最後に報告者が情報提供への協力を再度訴えて会合を終えた。

(岩沢雄司)

⑮ 国際家族法

国際家族法委員会の Working Session は4月5日の10時から12時まで開催された。委員会のこれまでの活動と報告書につき委員長の横山による説明の後、Manohar 判事を座長として審議がはじまり、最後に、「ベルリン会期において勧告案を提出するよう努力する」との横山の提案が了承された。

報告者である William Duncan は、国境を越える「交流」(contact) につき次のような提案を行った。すなわち、両親その他の者との人的関係と交流を維持する子の権利を実効あらしめるために、次の事項を可能にする国際的な法的枠組が必要である。① 交流に関する父母の合意を促進し、作られた合意を支持すること、② 交流に関する無益な紛争を抑制すること、③ 子を他方の親と交流させることにつき監護者たる親が安心できる法的背景を確保すること、④ 監護者である親が交流に関する合意を尊重するであろうと監護者でない親が確信できる法的枠組を提供するこ

と、⑤ 交流を妨げるかまたは合意に違反する親の試みを抑制すること、⑥ 馴染みのない法的環境において交流を行おうとする親に相当な援助を行うこと、⑦ 子の最善の利益に反する場合には、公的機関による監督の下での交流など適切な保護措置を講ずること、である。そして、このような法的枠組を構築するには、交流に関する措置の管轄権と当該措置を修正するための管轄権および承認・執行について国際的な合意が必要である、と提案した。他方で、国内法のレベルでは、次の点が重要であるとする。すなわち、① 事実審および法律審における裁判が容易に利用可能でかつその手続が迅速であること、② 交流に関する措置の実行のための手続が迅速かつ実効的であること、③ 無益な手続を抑制する法規と手続が必要であること、④ 監護者による子の国外への移動が過度に制限的でない形で処理されるべきこと、である。

とくに国内レベルでの努力を中心にした審議が行われ、インド支部の Sarin が次のような意見を述べた。① 離婚が父母の紐帯を切断するとしても、子の最善の利益の観点から父母双方が子と面接する機会を確保しなければならない。② 子の監護をめぐる争いは父母の合意による解決をはかるのが望ましく、これを促進する努力が必要である。③ 迅速な解決を可能にする国際的な枠組が必要である、というものである。

座長である Manohar 判事の高潔な人柄が参加者に知られていることもあり、審議はきわめて順調に行われた。

(横山 潤)

⑯ 国際貿易法

4月5日午前開催された本委員会では、

Mustill 卿 (英) が議長を務め、Petersmann 教授 (独) が今会期に提出された第5次報告書 (www.ila-hq.org/pdf/Trade Law/International Trade Law 2002.pdf) の一部について報告を行った後、討議が行われた。共同報告者のうち、Abbott 教授および Mavroidis 教授は欠席した。

Petersmann 教授は、とくに自らが担当した第5次報告書IV章以下の内容について報告した。「貿易関連の競争に関する規則および政策」については、ロンドン大会で採択された決議2/2000が競争政策に関する多角的協定の策定を WTO に促していること、これに対して、2001年11月の WTO ドーハ閣僚宣言は、「国際貿易と発展に対する競争政策の貢献を高めるための多角的な枠組」を作成するための交渉の開始を決定し、貿易と競争政策の相互作用に関する WTO 作業グループに対して「コアとなる諸原則」の明確化を要請したことが指摘された。さらに、新たな展開として2001年10月には、米、EU、およびその他発展途上国を含む多数の諸国の競争当局が世界的な互助体制として国際競争ネットワーク (ICN) を設立したことが指摘された。また、今後重要性が増すと思われる問題としては、競争政策、経済規制およびサービス部門の自由化と寡占市場の関係、知的財産権の濫用に対する制約としての競争規則の役割などがあること、本委員会は、WTO における競争規則の交渉上の問題および競争政策に関する WTO 規則の望ましい内容に関して国際会議を組織することを予定していることが報告された。

「貿易関連環境措置」については、ドーハ閣僚宣言が WTO 規則と多数国間環境条約 (MEAs) に規定される特定の貿易義務との

関係について交渉開始を宣言したこと、同宣言はまた、WTO の貿易と環境に関する委員会に対し、その作業の過程で関連する WTO 規則を明確化する必要性を確認するため、とくに市場アクセスに対する環境措置の影響、TRIPS 協定の関連規定、環境保護を目的とするラベリング要件に注意を向けるように指示したことが紹介された。また、貿易と環境の議論を直接または間接に扱う WTO 上級委員会報告として、最近の米国の小エビの輸入制限に関する紛争解決了解 (DSU) 21.5 条採用事件報告およびアスベスト事件報告が注目されること、貿易と環境の関係について、EU は、MEAs、予防原則、ならびに生産の工程および方法 (PPMs) に基づく貿易制限に関する WTO 規則の明確化を主張しているのに対し、米国および多くの発展途上国は WTO 規則の変更には消極的で、むしろ紛争解決手続の利用による問題解決を支持しているため、今後両者の見解の対立は WTO の交渉に影響を与えるであろうことが指摘された。

「国際貿易における法の支配と人権」については、グローバルな法統合の過程が貿易と人権の相互関係を探求する研究の必要性を高めていること、「栄光なる孤立と相互無視」の関係にあった2つの分野の法的、政治的な相互作用が次第に認識され、両者の関係を探求する概念的作業がそれぞれの分野にとって有益であることが指摘された。すでに米国内閣法学会やマックスプランク研究所などによる、人権と貿易に関する国際的な共同プロジェクトが開始されたこと、本委員会はこの共同プロジェクトと本委員会の作業を調整することに合意したことが報告された。また、このテーマに関連し、法の支配の文脈において、WTO 法の直接効果に対する継続的な抵

抗の中で国内的な法的救済がどのようにして可能になるべきかも議論されるべきであること、問題が、立法過程における説明責任と民主的価値についての基本的問題と密接に関連すること、これらの問題に対するドーハ閣僚会議の無関心こそ、本委員会が多角的貿易体制とその継続的な正当性および成功のためにこの分野で努力を強化する必要性を高めるものであることが主張され、さらに、このテーマに関連し本委員会が取り上げるべきいくつかの法的および政策的問題が提起された。

「WTO 紛争解決制度」については、WTO 紛争解決手続が発展途上国も含めて活発に利用されていること、いくつかの事件では DSU 21.5 条の履行パネル手続の問題や国際法原則の適用といった興味深い問題が扱われたこと、およびドーハ閣僚宣言が DSU の改善と明確化の交渉開始に合意したことなどが紹介され、DSU の改定問題に関連して WTO における交渉が終了する2003年5月以前までに本委員会による国際会議の開催が予定されていることが報告された。

「本委員会の将来の作業計画」については、係属中のテーマ (TRIPS、TREMS、競争法、人権、および紛争解決) について検討を継続すること、新ラウンド開始に合わせて貿易と投資といった新たなテーマを取り上げるべきかを検討する必要があることが指摘された。

以上の報告をもとに、とくに貿易と環境、貿易と人権の関係にかかわるいくつかの問題について、および貿易と投資の問題を本委員会のテーマとすべきかについて、活発な討議が行われたが、今回は参加者の意見を踏まえて改めて共同報告者間で検討することとした。

(平 覚)

⑭ 国家承認法の諸側面

本委員会は、1994年4月に設立が決定され、1996年のヘルシンキ大会で「条約に関する国家承認についての予備報告書」を、1998年の台北大会で「国際組織設立条約及び国際組織内で採択された条約に関する承認についての中間報告書」をそれぞれ提出した。その後、委員長が Bokor-Szegö 教授（ハンガリー）から Hafner 教授（オーストリア）へ、報告者が Stern 教授（仏）から Czaplinski 教授（ポーランド）と Kohen 教授（アルゼンチン）へと交替したこともあり、2000年のロンドン大会には報告書が提出されなかった。今会期では「条約に関する承認についての最終報告書」が提出され、同報告書を基礎として討論が行われた。なお、委員会は4月5日午前9時30分から12時30分まで開催され、Gowland-Debbas 教授（スイス）が議長をつとめた。

委員会では、まず報告者の一人である Czaplinski 教授が、今回提出された「条約に関する承認についての最終報告書」に関して口頭で説明を補足した。そこでは、国家承認に関する2つの条約、すなわち1978年の「条約の国家承認に関するウィーン条約」と1983年の「国家財産等の国家承認に関するウィーン条約」という2つの条約の内容がどの程度まで国際慣習法の内容を反映したものであるかという点が、本委員会の基本的な検討課題であると指摘した上で、本報告書はこのうち条約の国家承認の問題に関して、国家承認の発生原因となる具体的な国家変動の類型別に、国家承認に関する具体的な国家実行を検討したものであるとの説明がなされた。さらに、委員長である Hafner 教授から、今回の報告書は条約の国家承認に関する国家実行の分析に力点を置いたものであり、この問題に関す

る一般的な傾向や原則を導き出すことは困難であるとの補足がなされた。

その後、フロアからの質疑と討論に入る前に、議長をつとめた Gowland-Debbas 教授から、次の4点について質問ないし問題が提起された。第一に、国家承認の問題については「新独立国」概念等との関係で、「非植民地化」のプロセスといった観点も考慮に入れる必要があるのか否か、第二に、国家承認の問題に関して「人権レジーム」や「人権条約」についての特別のルールが存在すると思われるのか、第三に、国家承認の問題を考える場合には「国家承認」の問題も考慮に入れる必要があるのではないか、特に国連のような第三者機関における決定が国家承認の問題にどのような影響を与えるのか、第四に、（第三の点とも関連するが）国家承認と国連等による「不承認」（non-recognition）の問題とはどのように関連するのか。以上の問いに対して、委員長の Hafner 教授は、本委員会のマンデートは「国家承認」の問題の検討に限定されている、と答えた。

その後、フロアからさまざまな質問や意見が出され、活発な討論が行われた。その中で、たとえば最近の東チモールやパレスチナの事例などが「新独立国」に該当するものと考えられるか否か、人権条約等の承認に関しては特別のルールが存在するのか否か、といった問題が議論された。また、香港についての英国から中国への主権移譲に伴う条約の承認に関する実行等も紹介され、必ずしも1978年条約の規則に従った処理が行われているわけではないとの指摘もなされた。78年条約中の「新独立国」概念については、議長の Gowland-Debbas 教授から、① 現在でもこのカテゴリーに属する国が存在するのか、② 現在でも

このカテゴリーに関する規則が存在するのか、という問題が提起されたが、委員長の Hafner 教授は、この概念について従来から賛否両論が存在することは周知の通りであり、ここでその議論を蒸し返すことは避けたい、と述べた。また、人権条約が国家承認に関して特別のルールを形成しているのかという点については、これは一種の“objective regime”として特別のルールを形成しているという意見と、特別のルールを形成しているとは考えられないという意見の双方が出された。

最後に、委員長の Hafner 教授から、今後の本委員会の作業の方法についての提案がなされ、条約の国家承認に関して今回提出された仏文の報告書と並んで英語の報告書も作成するとともに、次に国家財産等の承認の問題について検討を行い、その後に国籍の承認の問題を検討するとの基本方針を了承して、委員会は終了した。

（植木俊哉）

⑮ 国際証券法 省略

⑯ 国際法教育

この委員会は1998年の台湾大会で設置され、2000年のロンドン大会で暫定的な報告書を提出していた。その後の2年間の間に、委員会は3つの問題を指定し、各委員にそのいずれかについて自国における経験を踏まえた回答を求めた。指定された3つの問題とは、1. 国際法教育の現状、2. 国際法教育における新しい教授方法の効果、3. 国際法教育上の問題である。第2報告書には、各委員からの回答がそのまま掲載されているが、それとは別に、委員会として独自に、1. 国際法教育における Web Site 利用上の問題、2. 法学

教育における国際法必修化の試み（ミシガン大学およびオーストラリア国立大学のカリキュラム改革の例）が報告されている。

インド大会では、Moreen Willams（チリ）が座長を務め、J. K. Gamble（アメリカ）が報告者となって議論が行われた。最初に Gamble の web site の利用に関する報告の概略が紹介され、情報の正確さ、最新情報の更新、利用公開などに関わる問題を指摘した。ついで座長が、アメリカ国際法学会副理事長である Charlotte Ku（アメリカ）に対して、2002年のアメリカ国際法学会年次大会における「国際法教育」分科会（主としてミシガン大学のカリキュラム改革を扱っている）における議論の経緯についての紹介を求めた。Ku 女史は、アン・マリ・スローク新会長がこの問題をアメリカ国際法学会の主たるテーマの一つに掲げ、大学における教育のみならず、特に裁判官の再教育も視野に入れて検討する予定であり、既にピノチェット事件など、特定のテーマについて、裁判官と研究会を持っていることを報告し、今後ともアメリカ国際法学会と密接な関係を維持しつつ、しかし ILA としては、まず各国における国際法教育の現状を正確かつ体系的に理解するための検討を進める必要があると強調した。

その後、フロアからの発言が求められ、各参加者の教育経験に基づく新しい教育の試みが様々な形で披露された。我が国の教育にとって参考となる問題としては、国際法教育の開始年次（高校以前の段階における新聞記事を前提とした国際法教育、大学での国際法の履修学期を学部3年次から4年次に移した例）、国際法のリカレント教育（とくに判事や外交官）の試み、英米系と大陸系の教育方法の違い（英米における news-paper approach

に対して、大陸型の憲法既習を前提とした教育)、国際法教育における言語の問題などについての紹介があった。また web site の利用に関しては、情報へのアクセスの無料化、言語問題に由来する情報の不平等性なども指摘され、最後に Gamble が、国際法教育の導入的なコースにおける最小限の「必須資料集」(minimum package) に何が含められるべきかを検討したいと発言した。

(奥脇直也)

㊫ 200カイリをこえる大陸棚の法的諸問題

本委員会は、2000年のロンドン大会において設立されたが、領海基線から200カイリを越えて延びる大陸棚をめぐる法的諸問題の検討を任務とする。2001年10月に、第1報告書の起草のために、第1回目の非公式会合が開催され、ニューデリーでの2回の非公式会合を経て、第1回目の公式会合をむかえたものである。

Ong、Oude Elferink の両名による第1報告書が作成され、公式会合では、(Oude Elferink 氏が欠席であったために)、本委員会座長の Nelson 国際海洋法裁判所判事と Ong 教授が、委員会の任務と報告書について説明を行った。さらに、委員会メンバーである White 氏が、オーストラリアの国内実行についての若干の紹介を行ったのちに、その他の委員会メンバー(ニューデリー大会に出席したのは、Lagoni、Boyle、Bangert、Carleton、兼原の各委員)が見解をのべた。

第1報告書は、① 200カイリを越える大陸棚(以下、誤解のおそれがない場合には、単に、外部大陸棚とする)、② 外部大陸棚に適用のある法制度、の各々を扱う2つの部分からなる。①と②の各々について、実定法状況

の検討を基礎として、本委員会の検討課題となりうる諸々の法的問題が挙げられている。

ニューデリーでは、第1回目の公式会合であったために(非公式会合でも同様であったが)、本委員会の検討課題の対象・範囲や、検討の進め方が議論の中心をなした。主要な論点は、以下のとおりである。なお、以下の記録は、委員会座長である Nelson 判事が、ニューデリー大会での本会合について簡潔な記録を作成して委員会メンバーに送付しており、それによっても確認されている。

① 外部大陸棚の限界の問題に集中すべきであり、外部大陸棚が(隣接もしくは相対する国家間で)生ずる境界画定の問題は、少なくともさしあたりは検討対象とすべきではないか、それとも、限界設定と境界画定の問題は切り離すことができないので、両者を検討すべきかが議論されたが、大方の委員は、前者を支持した。② 実定法として、国連海洋法条約の関連規定に焦点をあてるべきか、1958年大陸棚条約および慣習国際法も検討すべきか、については見解が分かれた。③ 外部大陸棚に特に適用のある法規則に焦点をあてるべきか、大陸棚一般に適用のある法制度を検討対象に含めるかについては、大方の委員は、前者を支持した。兼原は、外部大陸棚に固有の法制度および「限界」の問題を検討対象として、(国連海洋法条約の解釈のために、慣習法および1958年大陸棚条約も完全には排除されないが)国連海洋法条約の関連規定に焦点をあてるべきこと、国家実践の収集・分析を行うにしても、国連海洋法条約の関連規定の解釈上の争点を特定してから、最も国家実践に支持されているという意味で実効的な解釈を見出すなどの、明確な検討枠組みと目的のもとに行うべきであるという趣旨

の発言を行った。

外部大陸棚に固有の問題としては、とくに、次の問題群が強調された。上記①の外部大陸棚の限界設定に関しては、第一に、国連海洋法条約76条の関連規定群の意味および解釈と、大陸棚の限界に関する委員会の権限・手続およびその勧告の意義と効果、第二に、外部大陸棚の限界をめぐる紛争のありかた(外側限界を設定する沿岸国と、相対もしくは隣接する国家との間での境界画定の問題を含む紛争がありうるが、それにくわえて、大陸棚の限界に関する委員会と沿岸国との間の紛争がありうるか、さらに、深海底を浸食するような大陸棚限界を沿岸国が設定するときに、いかなる主体がどのような手続でこれを争うことができるかなど)とそれに関する国連海洋法条約の lacuna である。上記②の外部大陸棚に適用のある法制度については、特に、国連海洋法条約82条の解釈および適用をめぐる問題が注目された。なお、海洋の科学的調査に関して、246条6項が、外部大陸棚に固有の規定であり、これについても検討すべきであるとの指摘があった。さらに、①と②の両者に共通する問題として、①や②の諸点をめぐる国際紛争について、国連海洋法条約第15部の適用をいかに解するかの検討も重要であるとされた。

フロアーからは、これらの他に、外部大陸棚上の活動からの海洋汚染の問題、2001年に採択された水中文化遺産の保護に関する条約との関連を指摘する見解が示された。

2004年ベルリン大会にむけて、非公式会合を事前に開催し、第2報告書の作成の前提となる議論の機会を設けることが予定されている。

(兼原敦子)

㊫ 国際組織のアカウンタビリティ

本委員会は、1996年5月にその設置が決定され、1998年の台北大会に第1報告書が、2000年のロンドン大会に第2報告書がそれぞれ提出された。その後、2001年3月にハーグで、同年12月にロンドンでそれぞれ委員会が開催され、今回のニューデリー大会に提出される予定の第3報告書の原案についての議論が行われた。本大会に提出された第3報告書は、前回のロンドン大会に第2報告書の追録(ANNEX)として提出された国際組織の活動に関する「勧告的規則・慣行草案」(Draft Recommended Rules and Practices; RRP)をさらに改訂し発展させたものである。本大会の委員会は、4月6日の午前9時30分から12時30分まで開催され、Petersmann 教授(ドイツ)が議長をつとめた。

委員会では、まず委員長をつとめる Berman 教授(英国)から、本大会に提出された第3報告書の概要についての説明がなされた。第3報告書は、第1部から第3部までで構成されているが、第1部は「アカウンタビリティの第一段階に関する勧告的規則・慣行草案」と題され、国際組織の活動に関して遵守されるべき原則とその内容が RRP として挙げられている。この部分は、前回のロンドン大会に提出された第2報告書の内容を若干手直ししたものである。第2部以下は、本大会に提出された第3報告書において新たに盛り込まれた部分であり、「国際組織の責任(responsibility/liability)に関する勧告的第一次規則・慣行草案」と題する第2部と、「国際組織の責任(responsibility/liability)に関する勧告的第二次規則・慣行草案」と題する第3部に分かれている。第2部では、国際組織の責任の問題に関する適用規則、契約責任

と非契約責任、特定の種類の活動（領域管理、経済的強制措置、平和維持活動等）を行う場合の国際組織の責任、といったさまざまな問題についての RRP が提示されている。第 3 部では、国家責任レジームと国際組織の責任レジームとの関係、国際組織の責任レジームを考える場合の問題点等を整理した上で、国際組織への責任帰属について、特に加盟国による組織に対する権限の「委任」(delegation)の場合と「授權」(authorization)の場合とに分けて、国際組織の責任の第二次規則に関する RRP が提示されている。さらに、今会期には未提出のその後に続く第 4 部では、国際組織に対する法的救済 (remedies) の問題を検討する予定であるとの見通しが述べられた。

その後、報告書の各パートごとに、フロアからさまざまな質問や意見が提起された。これに対して、本大会には Shaw 教授（英国）と Wellens 教授（ベルギー）の 2 人の報告者が共に欠席であったため、主として委員長の Berman 教授から回答がなされた。このうち、第 1 部に関しては、理由を開示すべき義務や情報へのアクセス権などについて、実際にはさまざまな国際組織が存在する以上、どのような場合に例外が認められるかについての具体的な基準を設定する必要があるといった意見が出された。また、“good governance”は多義的概念であるのでここで基準として挙げることは疑問であるといった意見や、“rule of law”の原則もここで挙げるべきではないかといった意見なども出された。最後の点については、“rule of law”という概念は各法体系や各国によって異なって理解されるため、ここではあえて挙げなかったという説明が、Berman 教授よりなされた。次に、第 2 部と第 3 部に関しては、国際組織の責任に関する

第一次規則と第二次規則との関係、さらに第 4 部で検討が予定されている“remedies”との関係など、本報告書の全体構造や体系等の理解に関する議論がなされた。また、国際組織の破産の問題等も取り上げるべきではないかといった意見も出されたが、Berman 教授からは、特に第 3 部以下は今後さらに検討を進めるので、以上のような点も含めて検討していきたいとの回答がなされた。

最後に、2004 年のベルリン大会へ向けて本委員会での問題の検討をさらに進めることを確認して、本大会での委員会を終了した。

（植木俊哉）

② 文化遺産法

文化遺産法委員会は、4 月 6 日の午前 9 時半から 11 時まで、スザンナ・ヴィエイラ（ブラジル）議長の司会の下に開催された。冒頭に、ナフツィガー（Nafziger）教授（米国）から経過報告があり、退任したオーキーフ（O'Keefe）委員長に代わって同教授が委員長に就任、またカナダのピーターソン（Peterson）教授が報告者に任命されたことが報告された。ナフツィガー委員長は、次いでユネスコによる文化遺産法の条約化の歴史をふり取り、その最近の事業として、ユネスコ総会が 2001 年 11 月 2 日、専門家会議提出の「水中文化遺産の保護に関する条約」を採択し、諸国家の署名に開放したことを紹介した。（因みにこの条約案は、1994 年の ILA ブエノスアイレス会議で採択された文化遺産法委員会作成の原案を基礎に、ユネスコが条約化に着手したものである。）

次いで、2001 年 11 月に開催された委員会のオックスフォード大学での会合について、委員長から以下のような説明があった。① 懸

案の委員会の研究テーマである「21 世紀ブループリント」については、将来これを公刊が予定されており、新たな研究テーマ（例えば NGO の役割）が追加された。② 将来計画については、ユネスコが「文化の多様性（cultural diversity）」に関する世界宣言を採択したことに鑑み、委員会としても、文化遺産の多様性の国際的保護に関する条約案の作成をも視野に入れ、これについての新たな研究に着手すること、そのさい、有形および無形の文化遺産を対象とすることがオックスフォードの会合で決定された。③ 水中文化遺産の保護に関する新条約の批准・発効状況につき観察が続けることが決定された。

以上の委員長報告に次いで、バンガート委員（デンマーク）から、特に③の点に関して補足説明がなされ、また香西委員から、オックスフォード会合での決定事項について全般的なコメントがなされた。そのあと、フロアからの質疑討論に入り、最近の文化遺産の破壊をめぐる、インドとパキスタンの会員の間に論争が交わされた。また英国の会員から、海底遺産条約の採択のさい問題になった“creeping jurisdiction”について質問があり、ナフツィガー委員長から条約化反対国（トルコ、ロシア、ノルウェー、ベネズエラ）および棄権国（ヨーロッパの沿岸諸国）について、状況説明がなされた。

（香西 茂）

③ 環境法の国際的実現

この委員会では、ロバート・フォン・メレン氏（アメリカ）を座長に、委員長のアラン・ボイル教授（イギリス）とピーター E. ナイ委員（オーストラリア）が報告を行った。ボイル教授は、委員会の検討課題の再確認を

行い、これまでの活動の概略報告を行うとともに、昨年 4 月にワシントン D. C. で開催された委員会の第 3 回会合の決定にもとづき今会期に提出された第 1 報告書の内容を概略紹介した。尚、彼は、委員会の最終目標は、法典化又は法の漸進的發展のための条文作成か、それを目指した諸論点の検討にとどまるのか、未だ結論に達していないことを報告した。

報告書は 3 部（序、人権と環境、NGO の越境環境訴訟へのアクセス）から構成される。ボイル教授は、第 I 部のなかで、まず「環境法の国際的実現」を定義し（「複数の国家及び国家管轄権の限界を越える地域に関連する事件において、私人又は NGO が環境法（国内法及び国際法を含む）の遵守を確保するために国内の裁判所又は行政機関に対して起こす行動」）、次に被害者個人や NGO による越境環境問題の解決に関する検討課題の必要性を述べた後で、裁判所及び行政機関へのアクセス権、事項的及び人的裁判管轄権、適用法、立証、判決の執行など、解決すべき障害を指摘した。以上の問題は国際公法と国際私法の境界領域に関わるが、次にボイル教授はこの分野におけるこれまでの法戦略と傾向を概略説明し、裁判所及び行政機関へのアクセスに関する平等・無差別の原則、アメリカとカナダのモデル法である「越境汚染相互アクセス統一法」に見られる原則、政策決定などへの公衆や NGO の参加、国際人権法の援用に言及した。

第 II 部のなかで、ボイル教授は、まず人権としての環境権を保障している関連国際文書、各国憲法及び欧州人権裁判所判例を紹介した後で、人権条約の越境環境損害又は危害への適用を検討した。欧州人権裁判所の判例によれば、工場の汚染行為を規制しなかった国家

の行為は欧州人権条約違反であり、越境影響をもたらす際の国家の行為や不作為に対して国家は責任を有する。従って、越境環境損害により人権侵害をうけた個人は裁判所に訴えて救済を求めることができることになる。その意味で、欧州の事例はひとつのモデルになり得るが、その際、国内的救済完了の原則があるため、個人の裁判所や行政機関へのアクセスが問題になってくる。次に、ボイル教授は人権としての平等・無差別のアクセス権の内容について検討した後で、かかる権利の根拠を国際慣習法ではなく、世界人権宣言、B規約、欧州人権条約、エスプー条約、産業事故の越境影響に関する条約（1992年）、オーフス条約などに求めた。

ボイル教授は、第Ⅲ部のなかで、まず第1に越境環境事件におけるNGOの当事者適格について検討し、人権裁判所はそれを拡大し、影響を受ける個人に代わって請求する権利をみとめるべきであるとし、第2に、国際裁判所におけるNGOのamicus curiaeとしての役割について検討し、裁判所はNGOに対してより開放的な態度をとるべきであるとし、最後に、（たとえば1993年の北米環境協力協定の例に見られるように）NGOが国際的な準司法機関に働きかけて、環境調査をする可能性を拡大することを提案した。

引き続いて、ナイ氏は、ボバル事件、Lubbe事件を例にあげ、次会期に提出する予定の第2報告書の扱う検討項目について報告した。具体的には、法廷地の決定、準拠法、判決の執行、アメリカのAlien Tort Claims Act（28 U. S. Code §1350）及びそれに類似する手続など、国際私法上の論点が議論される予定である。

以上の報告を受け、まずボイル教授に対し

ては、実体法より手続法上の問題に集中した理由、手続法に関するコモンローと大陸法との相違点、すべての国が適用できるルールの作成の必要性、国際条約に基づく平等・無差別の原則やNGOの参加、環境権をめぐる議論などについて、またナイ氏に対しては、個人と集団の権利の区別、forum shoppingとforum non conveniensの問題の解決、途上国における委員会の議論の意義などについて質疑が交換された。

（岩間 徹）

理事会

全体理事会（Full Council）は、理事長のスリン卿（The Rt Hon Lord Slynn of Hadley）の司会で、大会開会直前の4月2日午前および閉会直前の4月6日午後の2回行われた。なお、最初の全体理事会の前に執行理事会（Executive Council）が開催された（執行理事会は、通常5月と11月に開催されるが、今回はニューデリー大会が4月開催となったので、前期理事会が大会開催時に行われることになったものである）。

第1回全体理事会では、まず、ILAの新会長にインド支部会長・最高裁長官バルチャ氏（Hon Mr Justice S. P. Bharucha）を全会一致で選出した。その後、会計主任ハメル（W. A. Hamel）氏から会計報告があり、2000年度、2001年度ともに黒字であったが、2002年度は赤字に転じることが予想されており、理事会として、募金委員会の設置が決定された。研究部長ソーンズ（Alfred Soons）教授から、大会の運営についての報告があった。また、今会期から研究部長のもとに「研究諮問委員会」（Advisory Committee on Research）が設置されることになり、4名の委員（Ove

Bring, Sweden; D. Hascher, France; Peter Nygh, Australia; 村瀬信也）が指名された。

今後の大会開催の予定については、2004年8月16日～21日ベルリン（同大会についての詳細は、<http://www.ila2004.org>を参照されたい）、2006年9月4～9日（未確定）トロント、がすでに決定済みである。2008年は南半球のいずれかの国での開催が望まれているが、今のところ名乗りをあげている支部は見当たらないようである（スリン卿は、いずれ日本での開催を希望していると、非公式に述べていた）。

第2回の全体理事会では、本大会で採択すべき5委員会（宇宙法、商事仲裁、持続可能な開発、国際民事商事訴訟、難民手続に関す

るガイドラインおよび宣言）から出された6決議が了承された。また本大会の運営に功勞のあった役員、とくに組織委員長を務めたインド支部のパレク（P. H. Parekh）氏の尽力に心からの感謝が表明された。

今回の大会はインド国内で緊張状態が続く中で、一時は開催そのものが危ぶまれるほどであったが、関係者の努力で一応の成功をおさめることができた。参加者数は総数400名（うち、外国からの参加者が約150名、日本からは13名）であった。外務省法規課および駐インド大使館（平林博大使）には種々のご協力を頂いた。記して感謝申し上げる。

（村瀬信也・道垣内正人）